

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第九期）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい雇用環境を整えることで、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定します。

記

1. 計画期間

2024年4月1日～2027年3月31日（3年間）

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得率50%以上実現

<対策>

● 2024年4月～

- ・社員への諸制度等の周知
- ・育児休業中の業務について相互フォローができる環境整備の強化
- ・男性育児休業取得体験記を積極的に社内で共有し、育児休業について相談・取得しやすい体制整備の強化

目標2：新たな福利厚生サービス導入による一時保育等補助の実施と育児専門相談窓口の拡充

<対策>

● 2024年4月～

- ・サービス導入、社員への周知

● 2024年7月～

- ・サービスの利用状況を調査（以降、四半期毎に定期的に確認）

→利用率が低かった場合：社員の意見を把握し、更なる周知方法や利用促進に向けた改善点を検討

目標3：1か月あたりの法定時間外労働時間を60時間未満とする

<対策>

● 2024年4月～

- ・時間外労働の社内目標値を設定、管理
- ・フレックスタイム制の適用職場を拡大
- ・時間外労働実績、原因、効果的な対策について職場間での情報共有
- ・労使間での意見交換の実施

以上